

岡山県喫茶飲食生活衛生同業組合 定款

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この組合は喫茶飲食営業について衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、自主的活動を促進するとともに、過度の競争がある等の場合における料金等の規制、営業の振興の計画的推進等の措置を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この組合は岡山県喫茶飲食生活衛生同業組合（以下組合と称す）と称する。

(地区)

第 3 条 この組合の地区は岡山県の区域とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この組合は、事務所を岡山市に置く。

第 5 条 この組合に支部を置く事が出来る。

2 支部の組織及び運営については規約によって定める。

(公告の方法)

第 6 条 この組合の公告は、掲示場に掲示し、且つ必要のある時は、山陽新聞又は組合機関紙に掲載して行う。

第 2 章 事 業

(事業)

第 7 条 この組合は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 過度の競争により組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され又は阻害されるおそれがある場合における販売価格の制限
- (2) 前号に掲げる事態が存する場合における営業方法の制限
- (3) 第 1 号に掲げる事態が存する場合における営業施設の配置の基準の設定。
- (4) 組合員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導
- (5) 組合員の営業に関する食品等の規格又は基準の検査
- (6) 組合員の営業に関する技能の改善向上又は技能者の養成に関する施設
- (7) 組合員の福利厚生に関する事業
- (8) 第 1 号又は第 2 号に掲げる事業に関する組合協約及び組合員の経済的地位の改善のためにする組合の締結
- (9) 組合員の営業に係わる老人の福祉その他の地域社会の福祉の増進に関する事業についての組合員に対する指導その他当該事業の実施に資する事業
- (10) 前各号の事業に附帯する事業

第 3 章 組 合 員

(組合員)

第 8 条 この組合の組合員となる資格を有するものは組合の地区内において主として喫茶飲食業を営むものとする。

(加入)

第 9 条 この組合に加入しようとする者は氏名・若しくは名称・住所及び営業を行う場所を記載した加入申込書に加入金を添えて提出しなければならない。

- 2 加入申込書を受けた時は理事会でその加入を承認するかどうかを決定して組合員名簿に記載する。
- 3 加入金の額は総会で定める。

(相続加入)

第 10 条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の一人が相続開始後 30 日以内に加入の申込みをしたときは、前 2 条の規定にかかわらず、相続開始の時に、組合員になったものとみなす。

(脱退)

第 11 条 組合員は次の事由により脱退する

- (1) 組合員たる資格の喪失
 - (2) 死亡又は解散
 - (3) 除 名
- 2 組合員に前項第 1 号及び第 2 号の事由があったときは遅滞なく届け出るものとする。
- 3 第 1 項各号に定める事由によることなく自由脱退しようとする組合員は、あらかじめ書面でこの組合に通知することによって脱退することができる。

(除名)

第 12 条 次の各号の 1 に該当する組合員は、総会の議決によって、除名することができる。この場合において、この組合は、その総会の会日の 1 週間前までに当該組合員に対して、その旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 適正化規程に違反した組合員
- (2) 組合の事業を妨げ又は妨げようとする行為をした組合員
- (3) 組合の秩序を乱す行為をした組合員
- (4) 組合の事業の利用につき不正行為をした組合員
- (5) 法令に違反しその他組合の信用を失わせる様な行為のあった組合員

(適正化規程の遵守)

第 13 条 組合員は、適正化規程が定められた時は、これに従わなければならない。

- 2 適正化規程に違反した組合員は理事会の議決により過怠金を納めなければならない。この場合において、理事会は、その会日の 1 週間前迄に、当該組合員に対してその旨を通知し、かつ理事会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 過怠金の額は総会で定めた額を超えてはならない。

(届出事項)

第14条 組合員はその氏名・若しくは名称、住所又は営業を行う場所を変更した時は、1週間以内にその旨を組合に届出なければならない。

第 4 章 総 会

(総会)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の招集)

第16条 総会は第19条の規定により組合員が招集する場合を除いて、理事長が招集し、その議長となる。

第17条 通常総会は、理事会の議決により、毎事業年度4月から6月までの間において招集しなければならない。

第18条 臨時総会は、必要に応じ理事会の議決により、何時でも招集することができる。

- 2 組合員が総組合員の2分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して総会の招集を請求した時は、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集することを決しなければならない。

第19条 前条第2項の規定により臨時総会の招集を請求した組合員は、その請求した日から10日以内に理事長が総会招集の手続きをしない時は岡山県知事の承認を得て臨時総会を招集することができる。この場合における議長はその臨時総会において選任するものとする。

第20条 総会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合員名簿に記載してある組合員の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所）にあてて送付して行うものとする。

第21条 総会は、延期又は続行の議決をすることができる。

(総会の議決事項)

第22条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- (3) 組合員に対する組合費の賦課及び徴収の方法
- (4) 適正化規程の設定、変更又は廃止
- (5) 組合契約の締結または変更に係る承認
- (6) 小組合の設立に関する同意
- (7) 振興計画の作成及び実施
- (8) 解 散
- (9) その他この定款で定める事項

(総会の議事)

第23条 総会は、組合員数の3分の1以上の出席がなければ議事を開いて議決することができない。この場合において、書面又は代理人によって議決権を行使する組合員は、出席したものとみなす。

2 総会の議事は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、次に掲げる事項については、総組合員の半数以上が出席し、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 適正化規程の設定、変更又は廃止
- (3) 解散
- (4) 組合員の除名

3 総会においては、出席した組合員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても協議することができる。ただし、次に掲げる事項については議決することができない。

- (1) 定款の変更
- (2) 適正化規程の設定、変更又は廃止
- (3) 解散
- (4) 組合員の除名

(議事録)

第24条 総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 総会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない役員又は組合員が出席した場合における当該出席者の方法を含む。)
- (2) 総会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 総会に出席した役員の氏名
- (4) 議長の氏名
- (5) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(議決権及び選挙権)

第25条 組合員は総会において、おのおの一箇でかつ平等の議決権及び選挙権を有する。

2 組合員は、書面又は代理人をもって第20条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

- 3 代理人は3人以上の組合員を代理することができない。
- 4 代理人は代理権を証する書面をこの組合に差し出さなければならない。

第 5 章 役員・顧問・参与及び職員

(役員)

第 26 条 この組合に次に掲げる役員を置く。

(1) 理事 25名以内

(2) 監事 2名

2 役員は、総会において選挙又は選任する。

3 役員選挙は無記名投票によって行う。

4 総会で出席者の3分の2以上の同意のあった場合は前項規定に拘らず役員を選任することができる。

5 理事の定数の少なくとも3分の2は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

6 理事又は監事のうち、その定数の3分の1をこえる者が欠けたときは、3箇月以内に補充しなければならない。

(任期)

第 27 条 役員任期は3年内の最終の決算期に関する通常総会の終結の時までとする。ただし、3年を超えることはできない。

2 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではなお従前の職務を行うものとする。役員任期は再選を妨げない。

(理事)

第 28 条 理事は、理事会を組織して業務の執行に当たる。

(理事長・副理事長・常務理事)

第 29 条 理事のうち、理事長を代表理事とする。理事長1名、副理事長若干名、専務理事1名、常務理事若干名を理事の互選により決定する。

2 理事長は業務を総理し、この組合を代表する。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故がある時はあらかじめ理事長の指名する副理事長がその職務を代行する。

4 専務理事は、理事長並びに副理事長を補佐し、理事長・副理事長共に事故あるときはその職務を代行する。

5 常務理事は常時業務を掌理する。

(監事)

第 30 条 監事は会計の監査を行う。

2 監事は、この組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

(役員報酬)

第 31 条 役員報酬は総会において定める。

(役員解任)

第 32 条 組合員は、総組合員の5分の1以上の連署をもって解任の理由を記載した書面を理事に提出して、役員解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。

- い。ただし、法令又はこの定款に違反した事を理由として解任を請求する時はこの限りでない。
- 3 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事はその請求を総会の議に付しかつ総会の会日から1週間前までにその請求に係る役員に第1項の書面を送付し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。
 - 4 第1項の規定による解任の請求について、総会において総組合員の半数以上出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。
 - 5 第18条第2項及び第19条の規定は、第3項の場合に準用する。

(顧問・相談役・参与)

第33条 この組合に顧問、相談役及び参与若干人を置くことができる。

2 顧問は社会的地位及び学識経験のある者のうちから、相談役は業界の有識功労者のうちから理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、理事長の諮問に応じ又は業務について意見を述べることができる。

(職員)

第34条 この組合に次に掲げる職員を置く。

- (1) 主 事 1人
- (2) 書 記 若干人

2 職員は理事長が任免し、その命を受けて庶務に従事する。

3 職員の給与は理事会において定める。

第 6 章 理 事 会

(理事会の招集)

第35条 理事会は必要に応じ、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の会日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 理事会の招集は、会日の一週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。

5 理事全員の同意がある時は、前項の招集の手続きを省略して理事会を開くことができる。

(議決事項)

第36条 理事会においては、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 総会の招集及び総会に提出する議案
- (2) 組合員の加入の諾否
- (3) 業務運営の具体方針の決定
- (4) 業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項
- (5) その他この定款に定める事項

(理事会の議事)

第37条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について書

面により、理事会の議事に加わることができる。

- 3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した理事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - イ 第35号第2項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
 - ロ 第35号第3項の規定により理事が招集したもの
- (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (5) 議長の氏名

(委員会)

第39条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会、部会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第 7 章 事 業 年 度

(事業年度)

第40条 この組合の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第 8 章 事 務 の 執 行 及 び 会 計

(定款その他書類の備付及び閲覧)

第41条 理事は、定款、適正化規程並びに総会及び理事会の議事録及び組合員名簿を事務所に備えて置かなければならない。

2 第1項の組合員名簿には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 加入の年月日

3 組合員及びこの組合の債権者は何時でも、理事に対し第1項及び第2項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には理事は正当な理由がないのに拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第4250条 理事は通常総会の会日の1週間前までに事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は監事の意見を添えて前項の書類を通常総会に提出しその承認を求めなければならない。

3 組合員及びこの組合の債権者は、何時でも理事に対し第1項の書類の閲覧を求めることができる。

この場合理事は正当な理由がないのに拒んではならない。

(会計帳簿の閲覧)

第43条 組合員は総組合員の10分の1以上の同意を得て何時でも理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には理事は正当な理由がないのに拒んではならない。

(経費の支弁)

第44条 この組合の経費は次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- (1) 組合費
- (2) 加入金（新規加入者より徴収する）
- (3) 手数料、使用料収入
- (4) その他の収入

(組合費)

第45条 この組合は、組合員に対し組合費を賦課する。

2 前項の組合費の賦課及び徴収の方法は、事業年度ごとに総会において決定する。

3 組合は組合費の他、篤志の個人又は法人より賛助費を収得することができる。

(使用料)

第54条 この組合は第7条第6号の共同施設を利用した組合員に対し使用料を課することができる。

2 前項の使用料の額及び徴収の方法は、総会において決定する。

(手数料)

第46条 この組合は、組合員にかわって、当該組合員の利益の為になした行為に対して、手数料を課することができる。

2 前項の手数料の額及び徴収の方法は、総会において決定する。

(その他の収入)

第47条 この組合は、篤志の個人又は法人より賛助費を収得することができる。

第 9 章 解 散

(解散)

第49条 この組合は、次に掲げる事由により解散する。

- 1 総会の決議
- 2 破 産
- 3 岡山知事の解散命令

2 この組合が解散した時は、破産による場合を除いては理事が清算人になる。ただし、総会において他人を選任したときはこの限りでない。

第 10 章 雑 則

(規約)

第51条 この定款に定めるもののほか、役員選挙（又は選任）業務の執行及び会計その他 この定款の施行に関し必要な事項は総会の決議により規約で定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、許可のあった日から施行する。

(経過規定)

- 2 この組合設立当初の加入金の額は第9条の規定にかかわらず発起人が定め創立総会の承認を受けるものとする。
- 3 この組合設立当初の事業年度は第48条の規定にかかわらず設立の日に始まり翌年3月31日迄とする。
- 4 この組合設立当初の役員の任期は第31条第1項本文の規定にかかわらず前項の事業年度までとする。
- 5 この組合設立当初の役員は第34条第2項の規定にかかわらず創立総会において選挙（又は選任）する。
- 6 平成12年7月13日一部改正施行。ただし、標題及び第2条中「喫茶環境衛生」を「喫茶飲食生活衛生」に改める部分は、平成13年1月6日から施行する。
- 7 この定款の変更部分（議事録、理事会の招集、理事会の議事録の変更）は、変更の認可のあった日（平成18年7月10日）から施行する。
- 8 この定款の変更部分（出資組合から非出資組合への移行、理事の任期を2年から3年に延長）は、変更のあった日（平成30年3月12日）から施行する。

「本書は、当組合の定款である」

令和8年3月31日

岡山県喫茶飲食生活衛生同業組合

代表理事 柿内慶教

岡山県喫茶飲食生活衛生同業組合規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本組合規約は岡山県喫茶飲食生活衛生同業組合定款（以下「定款」という。）第64条に基づき組合業務運営の円滑並びに組合員相互の緊密なる結合を図るため次の通り定める。

第2章 理事会の業務運営

(各部担任業務)

第2条 理事会の業務運営を下記の通り分掌する。

総務部

- 1 会議の運営並びに連絡に関する凡ての事項
- 2 渉外・庶務関係の全般事項
- 3 事業年度の収支決算並びに各部提出に伴う予算案の作成
- 4 組合経理の全般的処理
- 5 税務研究調査並びに指導
- 6 法令遵守に関する指導
- 7 組合納税預金に関する事項
- 8 組合新聞の発行
- 9 宣伝に関する研究並びに普及対策

事業部

- 1 組合組織拡充と健全均衡化を図る
- 2 経営適正化規程の調査研究
- 3 物資の購買斡旋又は紹介推薦
- 4 組合員の経営健全化のための資金の斡旋融資
- 5 営業に関する施設の研究斡旋

厚生部

- 1 食品衛生の対策施設改善指導
- 2 保健衛生に関する一般事項
- 3 調理技術の改善向上の指導
- 4 技術者の募集養成並びに斡旋
- 5 組合員並びに其の家族・従業員の福利厚生事業

(理事会)

第3条 定款第34条による理事会は毎月隔月1回以上開催すること。

(委員会)

第4条 正副理事長及び各部長を以て委員会を構成し理事会に諮問する。

第3章 部長・副部長・及び会議員

(部長)

第5条 部長は理事の中より理事長の指名に基づき各担当部門の所管事項を掌握し部員を指揮しその責に任ずる。

(副部長)

第6条 各部に副部長若干名を置く。副部長は部長を補佐し所管事項を分掌する。副部長は理事の中より部長の推薦を経て理事長これを指名する。

(会議員)

第7条 各部に会議員若干名を置くことができる。この場合部長これを選任する。

(部会)

第8条 各部の部会は理事長の承認を経て部長随時これを開催する。

第4章 支部

(支部)

第9条 この組合の運営の円滑を期する為、各地区に支部を設け責任者を1名置く。

第5章 加入及び表彰並びに慶弔

(加入申込)

第10条 定款第8条により本組合に加入せんとするものは所定の様式により申込むものとする。

(表彰)

第11条 次の事項に該当する組合員は定款第7条第13項に基づき之を表彰する。

- 1 組合の維持発展に協力し其の功績顕著と認められる時
- 2 組合行事運営に積極的に協力しその功績顕著と認められる時
- 3 本組合役員として多年在職し組合の維持発展に協力しその功績顕著と認められる時
- 4 その他社会的な貢献を為し本組合の名誉を高めたと認められる時

(表彰の申請)

第12条 表彰該当者の申請は理事の推薦により表彰審査委員会に理由を添えて提出する。

(表彰審査委員会の構成)

第13条 表彰審査委員会は理事会を以て構成する。

(表彰の時期)

第14条 表彰は原則として通常総会に於て行う。

(慶弔)

第15条 組合員に於て慶弔の生じたる場合は定款第7条第13項に基づき次の慶弔金を呈する。
名義人並びに配偶者 金5、000円也
ただし、慶事とは名義人及び其の相続人の婚儀とする。

第6章 経 理

(経費の未払者)

第16条 定款第13条、組合員除名に関する件、第2項経費の支払いの義務を怠った組合員については次の通りとする。

1 組合費を6か月以上滞納した組合員

(組合費の納付)

第17条 組合費を翌月10日迄に完納するものとする。

附 則

- 1 この規約に定めるものの外、事業の執行その他必要なる事項は理事会の議決を経て別に定める。
- 2 本規約の改廃は総会による。
- 3 この規約は組合の認可のあった日より之を施行する。
- 4 平成10年6月26日第15条一部改廃・金千円を5千円に増額・同居尊属親及び相続人5千円を削除